退職給付債務などの計算基礎

（単位：円）

	平成24年度
⑴　割引率（退職年金）	1.0%
⑵　退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
⑶　過去勤務債務の処理年数	—
⑷　数理計算上の差異の処理年数	1
⑸　その他（会計基準変更時差異の処理年数、実際運用収益等）	1

（損益計算書関係）

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は48,130円であり、当該影響額を除いた当期総利益は918,529,862円である。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

１．現金及び現金同等物と貸借対照表に記載される金額との差額

貸借対照表の現金及び預金残高　5,191,283,135円

現金及び現金同等物の期末残高　5,191,283,135円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品　36,225,000円

（行政サービス実施コスト計算書関係）

国又は地方公共団体からの出向職員に係る引当外退職給付引当金増加見積額

5,782,558円

（固定資産の減損の認識）

１．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

事務所（ロサンゼルス日本文化センター・アメリカ）

減損前帳簿価額：建物　1,917,341円

２．減損の認識に至った経緯

平成24年５月事務所移転のため

３．減損額の内訳

損益外減損額：建物　933,105円

資産見返運営費交付金：建物　984,236円

４．回収可能サービス価額

０円

（不要財産に係る国庫納付等）

１．⑴　当事業年度に不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

第二期中期目標期間の終了に伴う運営費交付金の精算収益化等　263,709,370円

第二期中期目標期間中に返戻を受けた政府出資見合い及び運営費交付金で差し入れた敷金等の返戻金　45,566,293円

⑵　不要財産となった理由

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点（平成24年１月20日改定総務省行政管理局）及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年５月21日政策評価・独立行政法人評価委員会分科会）を踏まえ、運営費交付金等と欠損金の相殺状況を検討した結果、将来にわたり資金の必要性がないと判断する運営費交付金について、独立行政法人通則法第46条の２第１項の規定に基づき「不要財産であって政府からの出資又は支出に係るもの」として、認可申請を行った。

また、第二期中期目標期間中に返戻を受けた政府出資見合い及び運営費交付金で差し入れた敷金等の返戻金については、既に収納済であり具体的な使途が決まっておらず、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため、独立行政法人通則法第46条の２第１項の規定に基づき認可申請を行った。

⑶　国庫納付の方法

独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現金納付

⑷　国庫納付の額及び納付年月日

309,275,663円　平成25年２月１日

⑸　減資額

145,826円

２．⑴　前事業年度に不要財産としての譲渡取引を行い、当事業年度に国庫納付した資産の種類、帳簿価額等の概要

職員宿舎　計４戸

（浅間台ハイホーム310号室・千葉県松戸市）

譲渡時帳簿価額：建物　606,314円、借地権　1,784,130円

（三ツ沢ハイタウン１―715号室・神奈川県横浜市）

譲渡時帳簿価額：建物　1,166,585円、土地　4,416,777円

（富士見台第二ファミリーマンション315号室・東京都練馬区）

譲渡時帳簿価額：建物　1,757,854円、土地　3,217,074円

（エクセル桜台マンション401号室・東京都練馬区）

譲渡時帳簿価額：建物　360,321円、借地権　634,541円

⑵　不要財産となった理由

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）を受け職員宿舎の必要数を精査した結果、２年間以上使用されておらず今後も使用（入居）の見込がない宿舎４戸について、独立行政法人通則法（最終改正　平成23年６月24日法律第74号）第46条の２第２項の規定に基づき譲渡取引を行った。

なお、当該譲渡取引については独立行政法人国際交流基金に関する省令（最終改正　平成22年11月26日外務省令第11号）第12条の２「その譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引」の指定を受け、譲渡差額、譲渡に要した費用については独立行政法人会計基準第99を適用し、損益計算上の損益には計上せず資本剰余金を減額している。

⑶　国庫納付の方法

独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付

⑷　当該不要財産に係る譲渡収入の額

15,251,000円（消費税及び地方消費税357,106円含む）

⑸　当該譲渡収入より控除した費用の額

385,257円（消費税及び地方消費税18,344円含む）

⑹　国庫納付の額及び納付年月日

14,526,981円　平成24年５月２日

⑺　減資額

26,010,000円